

富久山町久保田及び若葉町内の市道の交通規制について

令和元年6月11日

福島県県中建設事務所

逢瀬川では、洪水から皆様の命と財産を守るために、旧国道4号の逢瀬橋から西側へ桜木公園付近までの全体計画L=1,270mの区間について、築堤や護岸工事により河川の断面積を広げ浸水被害を軽減するための河川改修工事を実施しております。

今年度も昨年度に引き続き、旧国道4号の逢瀬橋から西側へ若葉町にある咲田橋までの区間について、築堤及び護岸工事を実施します。

工事期間中は、市道の交通規制（通行止め）を実施しますので、うねめ通りなどへの迂回をお願い致します。

また、来年度以降につきましても、順次、上流に向かって河川改修工事を進める予定です。

なお、長い間皆様に親しまれてきた堤防の桜につきましても、地元関係者と協議の結果、伐採することとしております。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

- 【交通規制路線】**
- ①市道梅田伊賀河原線、②市道乙高大久保1号線
 - ③市道乙高1号線、④市道乙高3号線
 - ⑤市道大町二桜木一丁目1号線、⑥市道若葉町5号線
 - ⑦市道若葉町4号線、⑧市道若葉町2号線

【規制期間】 令和2年3月下旬までを予定しております。



【問い合わせ先】

県中建設事務所 河川砂防課

電話 024-935-1438 (直通)